

第 65 回長崎県個人情報保護審査会会議録

1 . 日時

平成 27 年 3 月 18 日 (水) 午前 10 時から午後 0 時 5 分まで

2 . 場所

コンフォートホテル長崎 2 階 A 会議室

3 . 出席委員

堀江会長、阿部委員、小林委員、長尾委員、中村委員 (50 音順)

4 . 事務局出席者

県民センター 園田センター長、渡辺課長補佐、小島係長、高石主任主事

5 . 実施機関出席者

税務課 濱上課長補佐、永石主任主事

情報政策課 勝尾課長補佐、松井係長

6 . 議題

(1) 諮問(制)第 21 号事案の審議

「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書」の第三者点検

(2) 諮問(不)第 13 号事案の審議

「精神障害者等の保護に関する通知書等」及び「法第 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関する意見書(病院管理者用)等」の部分開示決定に対する異議申立て

7 . 会議結果

(1) 重点点検項目の審議を終了し、次回審査会において、答申の検討をすることとなった。

(2) 事務局より論点の一部の説明を行った。次回、論点の審議並びに実施機関説明及び質疑応答を行うこととなった。

8. 議題1 議事内容【諮問(制)第21号】

(堀江会長)

それでは、第65回長崎県個人情報保護審査会を開催します。

本日の議題は2件です。議題1は「特定個人情報保護評価書の第三者点検」、それから議題2は「諮問(不)第13号」の審議です。

はじめに、議題1「特定個人情報保護評価書の第三者点検」の審議を行い、時間が余りましたら議題2の審議を行います。

なお、議題1の審議は公開で行いますが、議題2の審議については非公開で行います。

それでは、議題1の審議に入ります。今回は、事前確認項目の審議を終了し、重点点検項目については、項目3「特定個人情報の使用」まで審議が終了しました。

事務局から、前回の審議概要について説明をお願いします。

【事務局説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、重点点検項目の前回から引き続いての審議に入ります。項目4「特定個人情報ファイルの取扱の委託」におけるリスクとその対策について、まず実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、実施機関の説明及び評価書の記載内容に関し、ご質問等、ご意見等、お願いします。

(小林委員)

再委託の件なのですが、長崎県が承認した場合のみ例外的に認められることを定めているということですが、どういう場合が認められて、どういう場合が認められないかを

具体的に教えてください。何か基準のようなものはあるのでしょうか。

(税務課)

再委託を想定しているのが、運用業務の中で開発業務などを追加で委託する場合があります。その場合に、通常、運用業務をやっている場合は委託先の方にやっていただきますが、その追加業務が発生した時に、SE の確保等が委託先の中でできない場合に、そういう業務に精通した SE を確保するような点において、SE が確保できないということであれば「やむなし」ということになると思います。判断基準を明示するより、ケースバイケースで判断をしています。

(小林委員)

基本的には通常の運用業務は再委託せずに、何か開発業務とか、そういったものが起こった場合に必要な人を再委託でまかなう、そういった考え方でいいですか。

(税務課)

はい。

(小林委員)

わかりました。ありがとうございました。

(小林委員)

委託業者のシステムのログイン認証は、静脈でしょうか。

(税務課)

委託業者の認証はパスワードになります。静脈もあるのですが、実態として、現在委託している NEC の社内規程で、使っているシステム・サーバーに外部機器をつないではいけないという規程がありまして、静脈認証自体の機器をつなぐことができない状況です。そこは、改善する余地があると考えています。

(小林委員)

今、少し話しが出ましたが、外部機器の持ち込みは、制限されているという理解でよ

いでしょうか。USB とか、携帯電話とか。

（税務課）

基本的に運用業者が作業を行う場所は、県庁内の特定の場所、SE 室で作業を行い、基本的にそこから外部に情報を持ち出さないことにしています。データを入れた USB などを税務課の職員と一緒に持ち歩くことはありますが、それ以外は基本的に駄目としています。

（小林委員）

わかりました。

（長尾委員）

再委託先の情報管理の責任は、委託先が負うのでしょうか。

（税務課）

一義的には委託先が負うことになります。個人情報保護の観点、この評価書の元になっていますガイドライン等によりますと、委託先の監査というのはもちろん、委託先がどのように運用しているかということは、委託者である我々が見る必要がありますが、再委託先についても同様の監督責任は我々が負うことになります。

（長尾委員）

ありがとうございました。

（中村委員）

リスクに対する措置の で、「委託業者が行う作業については、特定個人情報を取り扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルのアクセス可能な作業員数を最小限にしている。」という記載がありますが、名簿提出を義務付けていることをもって、作業員数が最小限になることにつながらないと思います。例えば、名簿提出を義務付けているから、作業員数が「限定される」という表現になるのではないのでしょうか。この理由付けを詳しく教えてください。

(税務課)

おっしゃるようにおかしな表現だと思imasるので、名簿提出を義務付けて、作業員を「制限する」、「制限して把握する」といった表現のほうが妥当なのかもしれません。ここは検討させていただきます。

(堀江会長)

基本的なところでお尋ねします。委託の事務の内容にはどのようなものがあって、県が税金の関係で行う事務のうちのどの程度の量にあたるのか、そういうことを教えていただきたいと思imas。

(税務課)

まず1点目は、委託業者の業務内容ですが、基本的には日常業務の中で、比較的専門的な知識を要する、例えばファイルのデータの修正を行う場合とか、そういう作業を色々な不備が起こった場合にお願いをしています。

2点目は、通常のルーチン業務を回すうえで、県の職員と連携しながら役割分担を決めるのですが、SEがやったほうが、専門的な知識が必要な部分とか、サーバーの色々なものを動かす部分とかがあります。それは、毎月、運用定例会議を行い、ルーチン業務については確認をしています。

割合がどの程度かという話ですが、システムを運用するうえでは、5割くらいになるかもしれません。正確な業務数などは掴めていませんが、大体5割くらいだと思imas。

(堀江会長)

その内容のうち、コンピューターを使うのでしょうか、その専門的なところに関して、動かす業務や入力作業など、そういうものが主であって、判断ということになると、県が中心になるのですよね。

(税務課)

もちろん判断は県が行います。ただ、アウトプットされた結果に不備があった場合、その原因究明などを依頼することがあります。プログラムのバグなのか、もともとデータがおかしいのか。そういう中身を見る必要があることは、SEにお願いをしています。

(阿部委員)

もっとも基本的なところで、業者の選定は、入札など色々な方法があると思いますが、どういう方法で選定しているのか、どのくらいの期間委託するのか、期間が過ぎたら別の業者に委託するのか、教えてください。

(税務課)

業者の選定方法ですが、県税総合システムが平成25年の8月に、概ね2年くらい前に稼動しているのですが、稼動当初なので、プログラムのバグとか、前のシステムから持ってきたデータが今のシステムに整合しないとか、そういった障害がまだ散見されます。そういった状況ですので、現在運用業務を委託しているのは、県税総合システムを開発した NEC であり、1 者の随意契約で選定しています。なお、将来的には、運用業者を入札によって選定する方向性は持っています。

次に期限ですが、基本的に1年ごとに契約を行います。複数年になることは今までありません。

(長尾委員)

現実的に、実際業務をするときに設置してあるシステムのところで、県の職員も委託先の職員も一緒に仕事をする、委託先だけで業務をするということではないのですか。

(税務課)

システムの運用に関して、基本的には税務職員が持っている各自のパソコンからデータの入力をできるようなシステムを構築しています。税務課の職員と運用 SE は、まったく別の部屋、税務課の職員は税務課の執務室ですし、SE は SE 室になります。常に一緒に仕事をしているということではありません。ただ、色々な問題はお互い共有して進めています。

(長尾委員)

ありがとうございました。

(小林委員)

先の質問に関連するのですが、県の職員と委託業者の間の指示命令系統は整理されて

いるのですか。

(税務課)

委託業者に依頼する内容については、先ほど説明しました定例会の中で、月次のルーチンなどは、作業内容を共通認識として持つようにしています。日々の業務の中で、月次の中で表すことができなかった業務については、全て県の指示書、連絡票と言っていますが、それを必ず出す扱いにしています。それが終わったら、終了した旨の報告、回答をいただいて、その回答は、班の責任者を通る形にしています。

(小林委員)

ありがとうございました。

(堀江会長)

この程度でよろしいですか。では、次に移ります。

項目5「特定個人情報の提供・移転」におけるリスクとその対策について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

ありがとうございました。

それでは、項目5について審議をお願いします。

(堀江会長)

こういうことが行われる、こういう事態が発生するというのは、特定の個人が長崎県に籍があったけれども、転居しているだとか、そういったことが主な理由になるのですか。

(税務課)

他県に情報を渡すという例は、所得税の情報は住所所在地の都道府県にまず送られます。長崎県在住の方の情報は長崎県が受け取ります。ただ、この所得税情報を使って課税する税金が個人事業税という税金になります。これは、事業を行っている個人に課税

するのですが、課税を行う団体は、事業所所在地の都道府県です。例えば、波佐見町在住の方が隣の有田町に工房を構えて、陶器を作って販売している。この場合、事務所は佐賀県にありますので、佐賀県で個人事業税の課税を担当します。そういうものは、佐賀県にデータを送る必要があります。こういう例が年に数件あります。

（堀江会長）

逆にいうと、佐賀県から長崎県が情報をもろうケースもあるのですね。

（税務課）

そういうことになります。

（堀江会長）

それらは、番号法の規定に則って行われるということですね。

（税務課）

番号法の規定でいうと、第19条8号に、国・県・市町村の情報のやり取りについての規定がありますので、番号法の規定でいうとそれになります。

（中村委員）

質問なのですが、リスク1の国税連携システムにより、記録が2年間サーバーに保管されるところですが、この2年間の根拠規定があるのでしょうか。

（税務課）

申し訳ございません。国税連携システムの2年間の回送記録の根拠は今お答えできる材料は持っていません。ただ、「回送します」というのは、実際の課税を担当する振興局内で決議をとりますので、その記録は5年間、税法規定の記録が残ることになります。サーバー内には2年間残ります。この人のデータを転送しましたという紙ベースの記録は5年間保管されます。

（長尾委員）

リスク1の不正な提供・移転が行われるリスクに対して、その対策で国税連携システ

ムが2項目挙げられていますが、国税連携システム以外には、この不正な提供・移転が行われるリスクは発生しないのでしょうか。

(税務課)

ここで書いているのが、特定個人情報の提供という、他団体への情報提供という部分のリスクを基本的には書いていますが、国税連携システムを使いますので、基本的に相手方は都道府県に限られることもありますので、不正な提供が行われるというのは、システムの中でやる部分については、考えにくいと思います。

ただ、所得税情報、税の課税情報というのは、基本的には個人情報の集まりですので、個人番号に限らず、業務をやっている中でそういうリスクというのは常に存在しています。地方公務員法、地方税法、特定個人情報の観点からも秘密漏えいの禁止、守秘義務が厳しく課せられていますので、そういうところで、リスク対策という形になっていると考えています。

(堀江会長)

この程度でよろしいですか。では、次に移ります。

項目6「情報提供ネットワークシステムとの接続」におけるリスクとその対策について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。それでは審議をお願いします。

(小林委員)

職員が使う端末は、専用端末と理解してよいですか。

(情報政策課)

使用する端末は、税の端末のことか、中間サーバーを操作する端末になるのかで変わってくると思うのですが、どちらでしょうか。

(小林委員)

情報提供ネットワークシステムとの接続という項目なので、情報提供ネットワークシステムに接続できる端末全てを指しています。

(情報政策課)

それでは、質問についてなのですが、職員が操作できるものについては、まず、情報提供ネットワークシステムの操作は職員は一切することができません。それと、中間サーバーについては、職員で操作できる端末と職員の中でも管理権限を持った者だけが操作することができる端末があります。

職員が操作できる端末については、今のところ、中間サーバーの仕様が最終的に決定されていない状態ですので、専用とするのか、共用で利用可能なものかという点については検討を行っている段階です。

(小林委員)

もう少し具体的に言うと、おそらくないと思いますが、「インターネットにつながっている端末が情報提供ネットワークシステムにつながっているのか」とか、「情報提供ネットワークシステムにつながっている端末を使って、例えばエクセルを使ってまったく別の業務をすることが許されるのか」とか、そういったことを教えてください。

(情報政策課)

中間サーバーの操作をする端末については、今のところ国から提供されている情報ですと、「専用の端末とすることができる。一般的に事務で利用している端末で運用することもできる。ただし、国が定めるセキュリティー要件を適えていること。」と指定がされています。

(小林委員)

インターネットに接続しているか、そこが一番気になるのですが。そこは何か規定があるのですか。

(情報政策課)

一般的に、今の使っている端末であれば、インターネットにつながっていることも可

能となっていますが、当然、セキュリティー要件が高くなってくると考えています。

(小林委員)

分かりました。

(堀江会長)

今の延長ですが、情報提供ネットワークシステムとか中間サーバーというのは、国が考え出して、国が都道府県に提供する。そのシステム、リスク管理なども国が考えて、それに見合うもののみ都道府県が使用できる。そういう風にとらえていいのですか。

(情報政策課)

そうです。情報提供ネットワークシステムと中間サーバーについては、国で開発します。そして、運用については、国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構が全国2箇所に設ける拠点に対して各都道府県、団体が中間サーバーを利用して接続に行くという方法になっています。セキュリティー面についても国で責任を負うことになっています。

(堀江会長)

その限りでは、こちらであれこれ考えても始まらないわけですね。

(情報政策課)

そうですね。

(中村委員)

リスク3のところ、リスクに対する措置として、「入手した特定個人情報については、県税総合システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性の確認を行う。」とありますが、例えばどういうところの突合せをするのでしょうか。

(税務課)

情報提供ネットワークシステムに対して情報提供を求めるわけですが、この場合、個人の氏名や住所を用いて照会するものではなく、発信する際は個人番号で照会するので

すが、中間サーバーや情報提供ネットワークシステムに移るときは、別の番号、符号と
言われていますが、個人番号と関係ない番号で照会されます。それに対して照会先から
データが帰ってきます。それと個人番号と住所、氏名というように、変換していくと言
うと変ですが、本当にその人の情報であるのかとか、県税側が今持っている情報と頂い
た情報の中で同じ情報が仮にあれば突合せを行うということになると思います。本当に
その人の情報なのかということ、最終的には県税総合システムの中で見る、職員を目
視によって確認していくという作業になると思います。

(中村委員)

その人の情報かどうかということは、突合せで確認できるとして、その人の情報だっ
たとして、その情報の内容自体が不正確であったという時の、その正確性、真正性の確
認は何か方法があるのでしょうか。

(税務課)

例えば、他県から所得情報が流れてきて、その所得情報が真正かどうかは、突合せる
材料がありませんので、それが正しいかどうかは、その時点で判断できないと思います。

ただ、その情報を使ったうえで、例えば税金の通知を送る作業が後続で出てきます。
そうすると、納税通知を受け取った本人の中で、課税の根拠は納税通知書に明示してい
ますので、納税者によって是正することができます。不服申立てなどの制度が整備され
ていますので、最終的な納税通知を送ることで本人に確認をしてもらうこととなります。

(堀江会長)

以上でよろしいですか。では、次に移ります。

項目7「特定個人情報の保管・消去」におけるリスクとその対策について、実施機関
から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。それでは審議をお願いします。

(阿部委員)

単なる質問なのですが、「サーバー」と「サーバ」という単語が混在しています。文
言はいずれか一方に統一されてはどうかと思います。

(税務課)

統一することにします。

(堀江会長)

どちらに統一しますか。

(税務課)

ご意見としてお伺いして、公表する際はどちらかに統一したいと思います。

(中村委員)

質問なのですが、その他のリスク及びそのリスクに対する措置のところ、サーバー
や端末を廃棄・返却する場合にはデータを復元不可能な状態にして返すということですが、
この消去などの作業を実際に行うのは県職員がするのでしょうか。それとも返却先
で行うのでしょうか。

(税務課)

実例ですが、リース業者とは違う別の業者に、実際に来ていただいて消去していただ
きました。3回ほどランダムな情報をハードディスクに書き込んでいくという方法で消
去し、復元不可能な状況にしました。

(中村委員)

別の業者にサーバーがあるところに来てもらって、県職員の立会いのもとに作業を行
う。そういう形なのでしょうか。

(税務課)

そういうことです。

(堀江会長)

以上でよろしいですか。それでは次に移ります。

これで大きな項目「特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策」、これが1から7まで全て終了しました。

次に、大きな項目「その他のリスク対策」におけるリスクとその対策について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。それでは審議をお願いします。

(中村委員)

意見が1点と質問が1点です。

まず、意見ですが、2の従業者に対する教育・啓発の に個人情報保護の研修の受講を「推奨」と記載していますが、できれば「義務化」のほうがいいと思います。

質問ですが、同じく の「受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記している。」についてですが、特記事項の内容は決まっているのでしょうか。もし決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

(税務課)

基本的に個人情報を扱う事務を委託する場合、個人情報特記事項というものを契約書の別紙として付けて、業者に守っていただくということをやっています。特記事項の内容としては、基本的事項として、個人の権利利益を侵害することがないように個人情報を適切に扱わなければならないということを書いたうえで、秘密の保持、収集の制限、適正な管理、目的外の利用・提供の禁止、複写・複製の禁止、再委託の禁止、資料等の返還、従業者への周知等の項目を記載しています。

この個人情報取扱特記事項については、現在の個人情報保護の観点から作成されていますので、個人番号を含む情報の取扱について、この特記事項についても個人番号を含む個人情報というところを加味した内容を検討している段階です。

(事務局)

県庁内の個人情報保護条例の所管課として、特記事項について説明させていただきます。個人情報保護条例の中に委託契約等に関する個人情報の保護について、実施機関は必要な措置を講じなければならないという条文があります。それを体現するものとして、県民センターで個人情報取扱事務の委託基準を定めています。その委託基準の中において、県庁の中で個人情報を取り扱う契約というよりは、運用としては、契約書を作る全ての契約において、特記事項を契約書に綴じこんで、きちんと契約として守っていただくことを行っています。

これに加えてマイナンバー法が入ってきて、新しい制限が加わってきます。県民センターとしましても、これについて、マイナンバー法に対応するような形に見直していく必要があると考えています。

(阿部委員)

先ほど他の委員がおっしゃったように、職員に対しては研修の受講推奨ということですが、 の違反行為の記載、これは対処療法です。組織においては、積極的に研修を受講する人とそうでない人の意識の差がものすごくあると思います。何年に1回とか、毎年受ける必要はないと思いますが、少なくとも数年に1度は研修の受講を義務付けた方がいいと思います。

(税務課)

その方向で記載内容を検討させていただきます。

(小林委員)

この辺が特に重要と思います。

一つ目は質問ですが、1の監査の で監査委員による監査と書いていますが、この監査委員は誰になるのでしょうか。

(税務課)

監査委員については、誰になるかは今のところ未定なのですが、先ほど申し上げましたように、国の特定個人情報保護委員会が定めた、行政側に求める、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインが示されています。その中で、県庁の組織として監査体

制を整備しなければならないとされていますので、税務課を含めた県庁の組織として監査体制を構築していく中で委員は決まっていくと思います。

（小林委員）

どうしても仲間内だと甘くなりがちなので、是非違う部署の方とか、そういう形で監査委員を任命していただいたほうがいいと思います。

先の教育の方にも関わりますが、全体のガバナンスというか、誰が責任者で、万が一問題が起こったときに誰が責任をとるのか。これから明確になるのかも含めてですが、いかがでしょうか。

（税務課）

先ほどから説明していますガイドラインの中に、問題が起こった場合の連絡体制の整備とか、責任の明確化が記載されています。もちろん県庁としては、現在も情報セキュリティポリシーというものがあって、それに則ってセキュリティ対策が行われていますし、情報漏えい等の事故が起こった場合もこれで対応することになっています。

マイナンバー法の施行に伴って、マイナンバー法に則った体制の構築というのは、税務課という小さな世界でなく、県庁全体として整理、組織的な対応を進めていくことになると思います。

（堀江会長）

の監査委員というのは、地方自治法上の監査委員とは別なのでしょうか。

（税務課）

別になると考えています。

（堀江会長）

動き出したら監査委員を任命するということになるのですね。

（税務課）

ガイドラインには監査責任者を置いて、そういう監査計画のようなものを作っていかなければならないとなっていると思いますので、今から構築していく必要があります。

個人情報扱うのは税務課だけではありませんので、他部門の監査も行うことになると思います。

(中村委員)

意見なのですが、1の監査の中で、「県税総合システムについては、評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。」とありますが、この担当部署内でのチェックというものが形骸化しないように実質的にやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(税務課)

そのように努めていきたいと思います。

(堀江会長)

以上でよろしいですか。それでは次に移ります。

次に、項目「表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。それでは審議をお願いします。

(堀江会長)

最後のところの、「取り組んでいることを宣言する」ですが、これから取り組むということと、現在進行形で「取り組んでいる」ということは違うのですが、どうでしょうか。

(税務課)

時系列で言うと「これから取り組む」のですが、評価書自体がマイナンバー法が施行された後も生きていきますので、「取り組んでいる」との表現でいいのかなと思います。

(堀江会長)

個人的な好みですが、1行目から2行目にかけて、「県税の賦課徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、」がいいのではないのでしょうか。能動体で書いたほうがいいと思います。好みの問題かもしれませんが。

(税務課)

記載内容の根源的なところではありませんが、検討させてください。ご意見として尊重して考えさせていただきます。

(堀江会長)

ありがとうございました。

全ての項目の審議が一旦終了しました。

次に前回を含めて全体を振り返って、ご意見等がありますでしょうか。

(小林委員)

全体的によく考えられていると思いました。特にシステムのものは国が主導しているので、そこはそんなに心配ないと思ったのですが、やはり運用です。運用が各自治体に任されているところだと思いますので、そこでもし何かあると一番怖いと思いました。

前にコメントしましたが、ガバナンス体制が重要だと思いました。私は企業の経験が長いのですが、企業の場合は、必ず社長・副社長のクラスがチーフセキュリティーオフィサーということで、セキュリティーに関して全責任を負う人を作っています。県の場合も最終的に誰が責任を取るということを明確にして、先ほどの監査体制や教育体制を図っていく。他に、委託業者の管理監督についての責任もです。

ベネッセの例もあるように、一番怖いのは委託業者だと思います。後は、前回も少しお話しましたが、県職員は日々の業務が忙しいので、どうしても業務を行うことが重要になってしまうと、場合によっては、パスワードの使いまわしをしまったり、たまたま今日休んでいる職員の仕事をその日にどうしてもしなくてはならないので電話でパスワードを聞いてしまったりとか、そういうことが無いとも限りませんので、そういったところの運用、しっかりした運用のマニュアルを作ったりとか、チェックをする、何か問題が起こったときに誰が責任を取るといったところの体制を強化するのが一番いい

と思います。

(税務課)

運用が大事ということは、現在も個人情報保護の塊のような業務をやっていますので、そういう風に感じています。

評価書に書いてある内容を実際の運用にどう落とし込んでいくのかが今後の課題と認識しています。ご意見ありがとうございました。

(堀江会長)

他にご意見ありませんか。

それでは、重点点検項目の審議をこれで終了します。

それでは次に答申案の審議に入ります。どのように審議するかということについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

(堀江会長)

今回は、3月中に答申しなければならないという話でしたよね。

(税務課)

3月中に答申をいただいた方が有難いのですが、特定個人情報保護評価の観点から言うと、プログラムの製造に入る前に答申をいただいて、評価書を確定できれば問題ありません。趣旨としては、この評価書に記載のある内容を盛り込んだシステム改修を進めていきますが、答申でご意見が出れば、それを盛り込んだシステム改修をします。よって、4月中、プログラムの製造に入る前に答申をいただければ結構です。

(事務局)

説明不足で申し訳ありませんでした。国で定める特定個人情報保護評価指針において評価を実施する時期が決まっています。段階として、まず、システム概要である要件定義書を作って、詳細な設計書を作ります。その後、実際のシステム構築作業、プログラミングに入ります。義務付けとしては、「プログラミングの開始前」までに評価書を公

表しなければならないとなっています。先ほど税務課から説明がありましたが、今は設計段階でありまして、プログラミングは4月以降になる予定です。4月中に答申をいただいて、評価書を修正して公表する。その公表を4月中に終わらせれば、法律上は問題ありません。

(堀江会長)

時期的には若干の余裕ができたということですね。そのことを踏まえて、いかがでしょうか。今日答申を確定させるのは、無理ですよ。答申案をもう一度事務局で検討して、それからの審議ということによろしいですか。

それでは、次回の審査会で具体的な答申の審議をしたいと思います。

答申案の中身について、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。それでは、今の説明を踏まえて、答申案について若干の検討をしたいと思います。

総論・各論を分ける、これはいいですね。

(小林委員)

この審査会は、承認を与えるとかそういうものではないのですよね。

そうだとすると、「問題ないものと認められる」という表現は少々言い過ぎのような気がします。

(事務局)

この文言については、事務局で色々検討したのですが、現状として、他団体の状況を確認しました。現在のところ、都道府県で答申を公表しているところはなく、市で公表しているところがあります。見てみると、結構多いのが「妥当と認められる」という結び方、「問題ないものと認められる」という表現より、かなり強いと思うのですが、今のところ、そこまで書いている団体が多いのが現状です。ただ、前回ご説明しましたが、法律上は、「専門的知見を有する第三者機関に意見を求める」としか書かれていません

ので、ここの書きぶりを含めてご検討・ご審議をいただきたいと思います。

事務局でもここの部分を検討するにあたって、「意見をいう」という表現がいいとか、「妥当である」が適切だとか、色々出たのですが、結局はこの真ん中というか、「問題は認められない」という表現に落ち着きました。

ただ、どのような表現になっても、法律違反になるとかそういったものではなく、「強弱」だと思います。

(小林委員)

こういうセキュリティーの関係は、正解が必ずあるわけではありません。「より良くしていく」という、おそらく、致命的な問題はないのだと思います。より、こういうことを注意すれば、県民のプライバシーが守られるという、きっとそういうことを言いたいのですよね。

もっと言うと、最初の項目、私が発言した部分ですが、私が言いたかったのは、「必ず静脈認証でなくてはならない」ということではなく、業務を進めることが大事なので、その中でいかにしてセキュリティーを高めるかという観点が必要です。それがきちんと運用されれば、パスワードであってもいいと思います。「必ず静脈認証にすること」とは思っていません。事務局案を正直に読むと、「静脈認証にしていけないと問題である」ということになって、そういうことを審査会が言ったとされると、私の本意ではありません。

(事務局)

あくまで「たたき台」ということで、何か書かないと議論にならないので、書かせていただきました。

(堀江会長)

個別意見については、「すべき」よりも「望ましい」がソフトですよね。

(事務局)

こういう風に項目立てをして、本日出た意見を含めて一覧表にして整理をさせていただきますので、次回の審査会において取捨選択と申しますか、発言をされた先生方のそれぞれの「思い」があると思いますので、そこを次回の審査会でご審議いただきたいと

思います。

(堀江会長)

先ほどの事務局説明で、これまで市町村が出している答申では肯定型が多い。これは、今進めているマイナンバー制度というものに賛成であるという方向で出ている。そういう風に見るのですか。

それとも、これは、マイナンバー制度を推進するかどうかではなく、その中の個人情報に関するセキュリティー部分についてだけのものなのか。

(事務局)

後者です。

(堀江会長)

その点で問題がないかどうかということで、以下の点以外は概ね「妥当だ」と言うのか、「問題ない」と言うのか。全体としてのマイナンバー制度は、ここでは議論することではないということですね。

今日決めるのではなく、たたき台を作るときに適当なところで書いておいて、次回それを含めて審議しましょう。

(事務局)

了解しました。

(堀江会長)

他に何かありませんか。本日出た質問も、簡単に終了した部分はカットしていただいて、それで案を作ってみてください。

それでは、議題1の審議をこれで終了します。

実施機関の方々は退席してください。お疲れ様でした。

議題2の議事内容は非公表

